

「京丹後市男女共同参画条例」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
<p>「京丹後市男女共同参画条例」について</p>	<p>国の第3次男女共同参画基本計画法案は12月の末に国民の反対意見が圧倒的であるにも関わらず、民主党の閣議決定で推進されている亡国政策であり、国民の多くが反対である閣政策でもあるので、断固反対する。</p> <p>自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」です。言葉を変えてまちづくりとか協働とか言っても、そもそもこれらはすべて違憲である。</p> <p>あなた方公務員の目的は戸籍廃止、家族解体、子どもたちへの過激な性教育、ひいては日本の解体です。とにかくこのような政策には断固反対です。</p> <p>「女性は家庭」は差別という考えは50年前の概念で、今の日本に合っていません。むしろ差別とジェンダーというレッテル貼りと言論の自由を妨害する窮屈な計画であり、差別かどうかという過程が抜けています。男女平等に関する問題は他の政策で対応可能ですので反対します。</p>	<p>当条例案は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別を理由とする差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを基本理念としています。男女に対する性別による差別的取扱いやDVなどあらゆる暴力がなくなり、男女がお互いを尊重し合いながら、家庭、学校、職場、地域社会など様々な分野で、持てる力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会であるという認識の下に条例を制定しようとしているものです。</p>
<p>第1章 総則 第10条 (情報及び表現に関する留意)</p>	<p>「創作物表現に関する場合は除く」や「表現の自由に配慮・十分尊重した上で」という記述がないと独裁的であり大問題である。 ちょっとした事でクレームをつけて人権を侵害する事のない様に「慎重に対応する事が必要不可欠である」と考える。</p> <p>完全に憲法21条の表現の自由の侵害にあたる。「公衆に表示する情報」とは創作物も含まれるのか？ 創作物への介入・個人の内心までもえぐるような部分がほんの一部でもある部分は即刻削除・修正をしていただきたい。</p>	<p>当条例案は思想や創作物の規制を目的とするものではありませんが、発信・提供される情報の中には、暴力を助長したり、過度に性的な表現なども含まれており、受け手の気持ちに十分配慮していく必要もあると考えています。 表現の自由や個人の選択権を尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った情報の発信・提供について、配慮と協力を働きかけてまいります。また、メディアリテラシー向上のための啓発や学習機会の提供も推進してまいります。</p>

<p>一体誰の人権なのか？ 情報に「性的な暴力的行為を助長」させて犯罪を引き起こすという説は認められていない。 また、「連想させる表現」とありますが頭の中の内容まで規制をかける気なのか？内心のものにとどまる限り、「思想の自由」は認められている。</p>
<p>創作物規制・メディア規制につながりかねない箇所の全面的な削除を求めます。表現狩り・思想弾圧を見逃すつもりはありません。</p>
<p>過激な表現の物は描くな、見るな等という事なのでしょうか。 青少年達の未来を考えるのでしたら、もっと考慮して下さい。</p>
<p>出版業界への啓発を視野に入れた記述が見られますが、そもそも「施策の妨げとなる表現」など定義があまりにも曖昧である。 最近では表現を規制するような風潮もあるが、未成年であろうと「自分で無害・有害を判断する権利」はあるし、そのための判断力を養わせてやることも大人の役目の一つではないかと思う。</p>
<p>個性を認め合うためにも、不要な争いを避けるためにも価値観の強制である規制には反対します。</p>
<p>第10条は削除すべきである。</p>
<p>「強力効果論」および「環境犯罪誘引説」が現在では否定されていることから、図書・発行物などが暴力行為の助長とは成りえない事と憲法で保障されている「表現の自由」に明らかに抵触していることから、このような総則は設けるべきでない。</p>
<p>男女の役割についての捉え方では個人や家庭において違ってくるのは当然で、その表現者が考え表現したものについても尊重されるべきである。</p>

良識のある人間ならばこういう条文を設ける必要はない。市民に失礼であり、削除すべき。

明らかな表現規制であり、撤回を求めます。

表現の記述が具体的に何のことであるのかが全くわからない。あやふやな定義で規制を行っては、確実に冤罪が増加する。

「男女の役割の固定的な捉え方」の表現が何を指しているのかが不明確。
「連想させる」では規制対象が過度に広汎かつ不明確である。

憲法第21条の抵触する危険性があり、考え直したほうがよい。